住居確保給付金のしおり

離職等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ 〜住居確保給付金のご案内〜

住居確保給付金とは

離職、廃業又は休業等での収入減少により、経済的に困窮し、住居を失った方や住居を失うおそれのある方に対し、家賃の一部を市が不動産会 社等に代理納付し、住居の確保と就職に向けた支援を行う制度です。

令和2年4月20日から、住居確保給付金の支給対象が拡大され、「離職又は廃業した日から2年を経過していない方」に加え、新たに「休業等により収入が減少し、離職、廃業と同程度の状況にある方」も対象とされ、年齢条件もなくなりました。併せて、4月30日からはハローワークへの求職申込が不要になりました。

【対象者について】

次の①から⑦の全てに該当する方が給付金の支給対象です。

- ① 住居を失った、または失うおそれがある。
- ② 離職、廃業の日から2年以内、又は、自分の都合でない休業等により 収入が減少し、離職、廃業と同程度の状況にある。
- ③ 離職等の前に、世帯の生計を主に維持していた。
- ④ 申請者の世帯収入の合計が、収入基準額以下である。(収入には公的給付を含む) ※次の表を参照

世帯人数	A 基準額	®家賃額(上限)	©収入基準額 (A+B)
1人	8.1 万円	3.2万円	11.3 万円
2人	12.3 万円	3.8 万円	16.1 万円
3人	15.7 万円	4.11 万円	19.81 万円
4人	19.4 万円	4.11 万円	23.51万円
5人	23.2 万円	4.11 万円	27.31万円

[※]申請月の世帯収入が「②収入基準額」を超える場合は支給対象となりません。

⑤ 申請者の世帯の金融資産(預貯金及び現金)の合計が、次の表の額以下である。

世帯人数	金融資産	
1人	48.6 万円	
2人	73.8 万円	
3人	94.2 万円	
4人	100 万円	
5人	100 万円	

- ⑥ 国の雇用施策による給付(職業訓練受講給付金)を申請者及びその世 帯員が受けていない。
- ⑦申請者及びその世帯員が暴力団員ではない。

【支給額等について】

1. 支給額 (下記を上限として収入等に応じて調整された額)

世帯人数	1人	2人	3~5人
家賃額(上限)	32,000円	38,000円	41, 100円

2.支給期間

3ヶ月間(一定の条件により延長が認められる場合があります)

3.支給方法

市から不動産会社等へ直接振り込みます。

4.計算方法

支給額は、現在の家賃額(上限額を超える場合は上限額)です。

なお、「収入額(世帯合計)」が、「基準額」(1人世帯で 8.1 万円など)を超える場合は、下記の計算方法で求められる家賃額の一部となります。

基準額 + 家賃額(実際の家賃額) - 収入額 = 支給額 ※支給額には上限があります。

(支給額の例)

- ① 単身者、家賃:2万5千円、申請月の収入:8万円の場合→月額2万5千円(家賃額)を不動産会社等へ直接振り込みます。
- ② 2人世帯、家賃:5万円、申請月の世帯収入:13万円の場合
 →月額3万8千円(上限額)を不動産会社等へ直接振り込みます。
- ③ 単身者、家賃:3万2千円、申請月の収入:10万円の場合 →月額1万3千円を不動産会社等へ直接振り込みます。

【収入について】

- 1. 公的な収入の取り扱いについて、雇用保険の失業手当や児童扶養手当、公的年金等の定期的に支給されるものについては収入として取り扱います。ただし、臨時的な給付金等については収入として取り扱いません。
- 2. 自営収入の取り扱いについて、経費を差し引いた後の金額を、収入として取り扱います。

【相談から支給までの流れ】

- 1. 太宰府市福祉事務所(生活支援課)にお電話をお願いします。相談日時を設定します。
- 2. ご来庁いただき、相談員が住居確保給付金のご説明をいたします。
- 3. 必要書類を添えて、申請書類を提出していただきます。この間、不動産会社等での手続きが必要になります。
- 4. 審査、支給可否の決定
- 5. 給付金の支給(不動産会社等に直接振り込みます。)
- ※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送で行うことができます。

【申請に必要な書類について】

- 1. 生活困窮者住居確保給付金支給申請書(様式1-1)
- 2. 住居確保給付金申請時確認書(様式1-1A)
- 3. 本人確認書類(次のいずれか)の写し

 運転免許証、マイナンバーカード、旅券(パスポート)、各種福祉手帳、健康保険証など
- 4. <u>離職、廃業の証明</u>又は<u>減収</u>が確認できる書類の写し
 - ○離職、廃業の場合

離職票、雇用保険受給資格者証、勤務先の退職証明書、廃業届など 〇減収の場合(申請月十過去1ヶ月分)

- 給与明細書のほか、業務のシフト表や勤務日数がわかる書類など
- 自営業の方については、事業収入及び経費額がわかるもの
- 5. 世帯全員分の収入額が確認できるものの写し
 - ※給与明細書は、総支給額及び交通費が確認できるもの
 - ○その他(受給している場合)

雇用保険(失業手当など)、児童手当、児童扶養手当、年金の金額がわかる書類

6. 預貯金通帳(申請月+過去1ヶ月分、<u>世帯全員分</u>)の写し 普通預金のページのほか表紙、定期預金のページ

- 7. 賃貸借契約書の写し
- 8. 入居住宅に関する状況通知書(様式2-2)

※不動産会社等から記入していただく必要があります

9.公共料金(電気、ガス、水道)の通知書または納付書の写し

【問い合わせ先】

太宰府市福祉事務所(健康福祉部 生活支援課 生活支援係)

電話:092-921-2121 (内線300・375)

FAX: 092-925-0294

E-mail: l-support@city.dazaifu.lg.jp